

菊陽町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
菊陽町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

7期菊陽町総合計画が掲げる「多様な学びがあふれるまちへ」、そして菊陽町教育理念『「陽光(さん)と輝く人材を育む」～自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く菊陽の人づくり～』の実現には、その担い手である教育職員が心身ともに健康で、情熱を持って子供たちと向き合える環境は欠かすことができない。本計画は、業務の重点化やICT活用を推進し、教育職員に心身のゆとりを創出することで、教材研究や児童生徒へのきめ細かな支援といった教育の本質的な活動の充実を図るものである。

教育職員の健康確保は、子供たちの豊かな学びを支える基盤であり、教育の質を向上させるために不可欠である。本計画を通じて、持続可能な学校運営体制を確立し、学校・家庭・地域が一体となって菊陽の未来を担う子供たちを育むとともに、教育職員一人ひとりが心身の健康を保ち、高い専門性を発揮し続けることが、学校組織全体の活性化と信頼される学校づくりへとつながる。本計画の着実な遂行により、教育職員が誇りを持って職務に邁進できる環境を構築し、町全体で教育の未来を支えていくものとする。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年(2020年)4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の条件に関する方針として、「菊陽町立小中学校管理規則」において教育職員の業務量の上限等に関する規定を設け、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35.7時間	37.4%	1.7%
中学校	月47.7時間	57.1%	14.7%

- 本町ではこれまで教育職員の業務量管理に努めてきたが、依然として長時間勤務が常態化しており、これまでの取組が十分な成果に結びついていないのが実状である。特に中学校の14.7%、小学校の1.7%が月80時間を超えるなど、心身への影響が危惧される状況にあることは重く受け止めるべき課題である。その背景には、管理が現状把握に留まり、具体的な業務削減に踏み込めていないことや、新たな教育課題への対応により業務が重層化している構造的な問題がある。この解消に向け、部活動の地域展開や校務DXの取組、行事の精選等を加速させ、業務負担の軽減を強力に推進する必要がある。これらと並行して、組織的なマネジメントを徹底し、教職員が健康を維持しながら、ゆとりを持って子供たちと向き合える教育環境を構築していく。

- このことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合

	R8	R9	R10	R11
小学校	70%	80%	90%	100%
中学校	50%	60%	70%	80%

○1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	R8	R9	R10	R11
小学校	34時間	33時間	32時間	31時間
中学校	45時間	44時間	43時間	42時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。【16.2日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【8%】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - 放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - 給食費の無償化・公会計化に伴い、各学校と連携し、円滑な業務遂行に努める。

- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 学校問題に対応する相談窓口を設置するとともに、学校の問題解決を支援するスクールロイヤーを活用し、法的な側面から指導・助言を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答

- 教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容、回答方法などを精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。

- 教頭マネジメント支援員、教員業務支援員の効果的な活用を推進する。

- ◆部活動

- 令和9年度中に、休日の部活動を地域クラブ活動に展開する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理

- 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

- 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と生徒指導関係の連携率を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- 医療的ケア看護師、教育支援員の学校への効果的な配置を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- デジタル技術の活用により、「出欠確認・保護者連絡」や「採点・集計業務」などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、51%から80%にする。

- 全校に設置した勤務時間外の留守番電話を確実に機能させ、電話の録音機能の効果的な活用を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員、または、3箇月平均して80時間超えた教育職員に対して医師による面接指導を実施する。また、その教育職員を管理する校長は、具体的な改善策を別紙にて教育委員会に報告するものとする。その際、教育委員会は校長からの相談に応じるとともに、必要な助言や人的・事務的支援を講じるなど、学校と連携して当該職員の勤務環境の改善を図るものとする。

○ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

○心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

○年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

○時差出勤については、勤務区分を4区分に拡大し、変形労働時間制の導入については、令和8年度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

○取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、菊陽町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

○時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入しているミライム(出退勤管理システム)で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。